

運営等の条件

次世代型科学教育の新たな拠点等の整備・運営事業者
募集要項・附属資料

目次

第1章 共通事項

1	本資料の位置付け	1
2	遵守すべき法令等	1
3	基本理念	2
4	杉並第四小学校跡地に整備する施設・機能	2

第2章 施設整備に係る業務

1	施設整備の考え方	3
2	区が改修する項目	3
3	実施方法	5
4	建物・外構等の整備の条件	5
5	設計業務	6
6	施工業務	7
7	工事監理業務	9
8	備品等の調達・設置業務	9

第3章 開設準備に係る業務

1	開設に伴う広報活動	10
2	運営等業務及び施設維持管理業務の事前準備	10

第4章 運営等業務

1	共通事項	11
2	科学の拠点の運営	11
3	集会機能の運営	13
4	その他、事業者の企画提案による業務	15
5	次世代型科学教育事業（区からの委託事業）	15

第5章 施設維持管理業務

1	維持管理業務の考え方	19
2	貸付範囲における維持管理	19
3	貸付範囲外における維持管理	21
4	備品等の維持管理	21

第6章 その他、施設の運営に関する業務

1	災害対応への協力	22
2	利用者等への対応、関係機関等との連携等に関する業務	23

第1章 共通事項

1 本資料の位置付け

本資料は、杉並第四小学校跡地を活用した、次世代型科学教育の新たな拠点（以下「科学の拠点」という。）及び多目的に利用できる場（集会機能）（以下「集会機能」という。）の整備・運営事業者（以下「事業者」という。）の募集に当たり、科学の拠点及び集会機能（以下、「本施設」という。）の整備・運営等に関する具体的な条件を示したものです。応募団体は、本資料を前提に応募書類を作成してください。

2 遵守すべき法令等

本施設の整備及び運営に関係する代表的な法令等を示します。区の条例等については、区公式ホームページから確認できます。

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 建築基準関係規定（消防法等）
- 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）
- 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）
- 杉並区みどりの条例（平成18年条例第21号）
- 杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱（平成20年杉並第19569号）
- 杉並区雨水流出抑制施設設置指導要綱（平成6年杉土計発第124号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 社会教育法（昭和24年法律第207号）
- 杉並区立社会教育センター条例（昭和63年条例第21号）
- 杉並区個人情報保護条例（昭和63年条例第21号）
- 杉並区情報公開条例（昭和61年条例第39号）
- 杉並区防災対策条例（昭和61年条例第38号）
- 杉並区暴力団排除条例（平成24年条例第5号）
- 杉並区物品管理規則（昭和35年規則第18号）
- その他関係法令及び条例

3 基本理念

杉並第四小学校跡地の活用に当たって、区では、次のとおり基本理念を定めています。事業者は、この考え方に基づき、業務を行うものとします。

— 暮らしに身近な科学から最先端の科学まで、多様な体験や学びを発信することで、子どもから大人まで世代を超えた区民が集い交流し、科学を通じて人と人との繋がりが育まれる拠点 —

4 杉並第四小学校跡地に整備する施設・機能

(1) 整備する施設・機能、役割分担

杉並第四小学校跡地に整備する施設・機能及び区と事業者の役割分担は次のとおりです。

施設・機能名		主なエリア及び規模	整備主体	運営・維持管理主体
(1)	科学の拠点	建物 2, 3 階：約 3, 240 m ² 学習活動園：約 620 m ²	事業者	事業者
(2)	集会機能	建物北側 1 階：約 870 m ² 体育館：約 750 m ²	区	事業者
(3)	区立高円寺北子供園	建物南側 1 階：約 920 m ² 園庭(グラウンド内)：約 600 m ² 畑(学習活動園内)：約 30 m ²	区	区
(4)	震災救援所機能	建物、体育館、グラウンド 防災倉庫：約 70 m ²	区	区
(5)	高円寺学園の部活動等の補完機能 ¹	グラウンド：約 2, 730 m ²	区	区
(6)	その他（地域活動倉庫）	建物北側 1 階：約 30 m ²	区	区

※体育館は、集会機能のほか、科学の拠点でも活用できるものとします。

(2) 配置・平面計画等

現況は、別紙 1「配置・平面図（現況）」のとおりです。上記の施設・機能は、別紙 2「配置・平面図（計画）」に基づき整備します。

¹ 高円寺学園の部活動や高円寺学園に登録する学校開放少年団体の活動場所として、本施設のグラウンドを使用し補完するものです。

第2章 施設整備に係る業務

1 施設整備の考え方

杉並第四小学校跡地の活用にあたり、区では、前述の「整備する施設・機能、役割分担（2ページ）」の表のうち、区が整備主体となっている施設・機能の改修を行います。

事業者は、次の「2 区が改修する項目」を踏まえたうえで、自らの提案に従い必要な整備業務を実施します。

2 区が改修する項目

(1) 区立高円寺北子供園の移転・改修

	整備項目	整備内容
建 築 電気設備 機械設備	全面改修	歳児室や水廻りの整備を行うため、躯体を残しスケルトンにしたうえで、改修を実施する。

(2) 集会機能の整備

	整備項目	整備内容															
建 築 電気設備 機械設備	全面改修 (塗装程度改修)	<p>学校施設から集会機能に整備する。塗装程度の改修を基本としつつ、下記については、別途改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1階昇降口の児童用の下駄箱等の撤去。 ○新たに整備する諸室の諸元は以下のとおり（予定。詳細は設計時に検討。）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>延床面積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室 1</td> <td>85.11 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会室 2</td> <td>42.00 m²</td> <td>集会室 3 と一体利用可能な可動式間仕切りパーティションを設置。土足不可。</td> </tr> <tr> <td>集会室 3</td> <td>86.04 m²</td> <td>IH ヒーターを備えたシステムキッチン付き（3台程度）。土足不可。</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>184.00 m²</td> <td>音楽スタジオ程度の防音機能を備える。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	延床面積	備 考	集会室 1	85.11 m ²		集会室 2	42.00 m ²	集会室 3 と一体利用可能な可動式間仕切りパーティションを設置。土足不可。	集会室 3	86.04 m ²	IH ヒーターを備えたシステムキッチン付き（3台程度）。土足不可。	多目的室	184.00 m ²	音楽スタジオ程度の防音機能を備える。
	名 称	延床面積	備 考														
集会室 1	85.11 m ²																
集会室 2	42.00 m ²	集会室 3 と一体利用可能な可動式間仕切りパーティションを設置。土足不可。															
集会室 3	86.04 m ²	IH ヒーターを備えたシステムキッチン付き（3台程度）。土足不可。															
多目的室	184.00 m ²	音楽スタジオ程度の防音機能を備える。															
	空調設備(体育館)	体育館空調設置（震災救援所機能としての活用を含む）															

(3) 災害用設備の充実

	整備項目	整備内容
建 築	防災倉庫の移転・改修	建物北側 1 階に移転
電気設備 機械設備	マンホールトイレ	一般用：8 基、障害者用：2 基
	非常時用照明	避難者受入スペース・1 階トイレに非常用照明及び電源コンセント設置
	防災用自家発電機	72 時間対応 (5kVA 相当)
	下層階トイレの直結配管	男女用便器各 1 を直結給水化

(4) 建物躯体等の修繕

	整備項目	整備内容
建 築	屋上防水	防水改修 (プール部分中心)
	排煙設備	機械排気設置
	屋外鉄骨	外部鉄骨トラス撤去 (渡廊下部分までの撤去)
電気設備	電力 (電灯・動力)	各種盤類
		体育館及び集会機能の LED 化
		キュービクル等
	弱電	電話、カメラ、電気錠、機械警備・情報の空配管等の弱電関係
	エレベーター	1 基
消防設備	火災報知機	機器、バッテリーの交換等
機械設備	給水設備	給水管改修 (本管から縦管及び取出し口まで)
	排水設備	排水管改修 (本管から縦管及び取出し口まで)
	ガス設備	ガス管改修 (本管から縦管及び取出し口まで)
	空調設備 (校舎内)	配管・配線は既存利用 (平成 19 年以前の機器のみ交換)

(5) 他用途に転用することによる整備

	整備項目	整備内容
建 築 電気設備 機械設備	外構部分	区立高円寺北子供園安全対策、範囲区分けによる門扉等、学習活動園の動線確保等
	全面改修	児童用便所仕様のため、躯体を残しスケルトンにしたうえで、改修を実施する。

3 実施方法

(1) 設計から施工完了までの流れ

区と事業者が同時期にひとつの建物を整備することから、事業者が整備を進める際には、区（区が委託する設計事務所・施工業者を含む）と調整を図りながら行う必要があります。

また、引き続き、区立高円寺北子供園が、現在の建物北側1階で運営することから、区及び事業者が施工する際には、まず建物南側を改修したうえで、区立高円寺北子供園が新園舎に移転し、その後、建物北側の改修に着手するものとします。

区立高円寺北子供園	建物北側1階で運営		★新園舎移転
区が整備主体の改修	設計	南側の工事	北側の工事
事業者が整備主体の改修	設計	南側の工事	北側の工事

(2) 区と事業者の調整事項

互いの進捗状況や課題等を共有するため、合同の連絡定例会を開催（月2回程度想定）するとともに、区に各種申請書等の写しを提出いただく場合があります。

事業者は、スムーズな設計及び施工体制の構築に協力してください。主な調整事項は、次のとおりです。

- 設計内容や設計工程の調整
- 工事区分の明確化
- 工事工程の調整
- 安全管理等の調整（区立高円寺北子供園等の動線に対する安全確保等）
- 各種完了検査

4 建物・外構等の整備の条件

事業者は、以下の条件を踏まえて、整備を行うものとします。

(1) 建物の整備の条件

建物の増築及び減築は行わないことを基本とするほか、構造壁は存置するものとします。

(2) 科学教育団体の活動スペースの設置

科学の拠点ゾーンに、科学教育団体²の活動拠点として64㎡程度のスペースを整備してください。設置場所は問いませんが、科学教育団体が積極的に来場者と関わり、活動の幅が広がるよう工夫をしてください。

² 区内の地域施設等で科学に関する活動などを行う団体や企業、個人。

(3) 学習活動園の改修

学習活動園内の既存の中高木及び過去に在学生在が設置したタイムカプセルは存置するものとします。また、事業者は、区立高円寺北子供園が活用する30㎡程度の畑を確保したうえで、改修することが可能です。区立高円寺北子供園の畑の設置場所については、事業者からの提案を踏まえたうえで、事前に区と事業者で協議するものとします。

(4) その他、留意すること

- ① 区立高円寺北子供園は、安全上の観点から独立した施設となり、この度の改修により、南側は1階と2階の行き来ができないこととなります。本施設は、改修後も、避難階段等により二方向避難や歩行距離等が確保されますが、事業者が、間仕切りや展示物の設置等により設えを変更する場合は、建築基準法その他関係法令等を遵守してください。
- ② 展示物等の設置に当たっては、既存の床荷重（学校仕様）を考慮して、一カ所に荷重をかけるのではなく分散させるなどの対策を講じる必要があります。

5 設計業務

(1) 設計体制の構築

事業者は設計着手前に、設計業務の業務責任者を配置し、設計体制を構築するものとします。

(2) 設計計画書及びスケジュール表の作成

事業者は、詳細工程表を含む設計計画書及び本事業全体の設計から施工（什器備品整備を含む。）、必要な許認可の取得、事前協議等を含む工程を示した全体スケジュール表を作成するものとします。

(3) 打合せ及び記録等の作成

事業者は、工事関係者との打合せ記録や日報等を作成し、保管するものとします。また、合同の連絡定例会を行ったとき、区は、その内容を記録し、双方で内容の確認を行うものとします。

(4) 各種申請、許認可の取得

事業者は、業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを行い、その費用については、事業者が負担するものとします。また、区が必要と認めた場合は、関係機関との協議内容の報告や、各種許認可の書類の写しを区に提出するものとします。

また、本施設の活用に当たり、建築基準法等に規定する手続き（用途変更等）が発生し、許可や認定を取得する必要があります。これに伴う書類の作成や準備、対応等は区と事業者それぞれが実施することを原則としますが、手続きは、区が主体となって行いますので、速やかに進むよう協力してください。

(5) 設計に関する書類の提出 (◎：提出必須、○：区が必要と認めた場合提出)

事業者は、次の書類を区に提出するものとします。

① 着手前

- ◎ 設計体制
- ◎ 設計計画書及びスケジュール表

② 終了後

- ◎ 設計説明書
- ◎ 改修設計図(建築意匠、建築構造、電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備)
- ◎ 構造計算書(改修後)(必要に応じて提出)
- ◎ 設計計算書(設備ほか)
- ◎ 什器備品リスト及びカタログ
- ◎ パース(諸室の内装、活動イメージが把握可能なもの)
- 各種諸官庁申請書類
- 各種技術資料
- その他必要図書

(6) 設計図、パースの著作権等の取扱い

- ① 事業者は、区が設計図やパース(以下「設計図等」という。)を使用したとき、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを区に対して保証するものとします。設計図等の使用が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害賠償の責を負い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者が、その賠償を負担し、必要な措置を講ずるものとします。
- ② 設計図等は、区が行う事務や区が認めた公的機関の広報等に、著作権名を表示せず無償で使用することができるものとします。また、事業者が、設計図等を使用する際はあらかじめ区に通知するものとします。

6 施工業務

(1) 各種申請

事業者は、業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを行い、その費用については、事業者が負担するものとします。また、区が必要と認めた場合は、各種申請等の書類の写しを区に提出するものとします。

申請等に係る負担金・手数料等の費用については、事業者の負担とします。

(2) 施工

- ① 改修工事を実施する際は、「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都電気設備標準仕様書」及び「東京都機械設備標準仕様書」(最新版)(東京都財務局)に準じて行うものとします。
- ② 区は、事業者又は施工企業の行う工程会議に立会うことや、工事現場での施工

状況の確認ができるものとしします。

- ③ 工事現場に工事記録を常に整備するものとしします。

(3) 検査

- ① 事業者による自主検査

事業者は、事業者の責任及び費用において、自主検査及び設備、機器、器具、什器・備品等の試運転を実施するものとしします。実施日は事前に区に通知し、区は原則立ち会うものとしします。

- ② 区が行った改修に対する完了検査への協力等

事業者は、区が行った改修に対する完了検査に協力してください。

(4) 施工に関する書類の提出 (◎：提出必須、○：区が必要と認めた場合提出)

事業者は、次の書類を区に提出するものとしします。

- ① 着手前

- ◎ 工事総合体制
- ◎ 緊急連絡先系統図

- ② 終了後

区への提出のほか、全ての書類を本施設内に別途保管するものとしします。

- ◎ 竣工図（建築意匠、建築構造）一式
- ◎ 竣工図（電気設備）一式
- ◎ 竣工図（給排水衛生設備）一式
- ◎ 竣工図（空気調和設備）一式
- ◎ 竣工図（什器・備品配置票）一式
- ◎ 各種検査報告書（自主検査、試運転の結果等）
- 工事完了届
- 工事記録写真
- 機器リスト
- 什器備品リスト
- 什器備品カタログ
- 竣工検査調書
- 揮発性有機化合物の測定結果
- 竣工写真

(5) 写真の著作権等の取扱い

- ① 事業者は、区が竣工写真を使用したとき、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを区に対して保証するものとしします。竣工写真の使用が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害賠償の責を負い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者が、その賠償を負担し、必要な措置を講ずるものとしします。
- ② 竣工写真は、区が行う事務や区が認めた公的機関の広報等に、著作権名を表示

せず無償で使用する事ができるものとします。また、事業者が、竣工写真を使用する際はあらかじめ区に通知するものとします。

7 工事監理業務

工事監理を実施する際は、「工事監理等業務委託仕様書」(最新版)(東京都財務局)に準じて、行うものとします。

8 備品等の調達・設置業務

事業者は、事業の実施に必要な什器・備品等を調達・設置し、事業者の責任において管理します。これらの備品等を、事業終了後に区が買い取ることは、想定していません。

また、区では、以下の備品等について、貸与を予定しています。なお、現在、学校の移転に伴い旧杉並第四小学校の備品を整理しているところであり、追加で貸与する備品がある場合は、募集要項に関する質問への回答の際にお知らせします。

(1) 貸与する備品等(予定)

分類		備品等
科学の拠点		標本類等の展示物
		フーコー振子
		展示「小柴昌俊博士とニュートリノ天文学」一式
集会機能	集会室1	会議用机・椅子(定員相当分)
	集会室2	会議用机・椅子(定員相当分)
	集会室3	会議用机・椅子(定員相当分)、キッチン、調理器具
	多目的室	椅子・壁面鏡・音響設備
	体育館	会議用机・椅子

※貸与する備品等は、区の予算の範囲内によります。

第3章 開設準備に係る業務

1 開設に伴う広報活動

区では、本施設により多くの区民が来場してもらえるよう、開設前に広報活動を行います。事業者は、事業者のノウハウ等を活用するとともに、区と協力し、広報活動に取り組んでください。

2 運営等業務及び施設維持管理業務の事前準備

事業者は、本施設の開設後、円滑に運営ができるよう、業務従事者の雇用や研修等、必要な準備業務を行ってください。

このほか、設計や施工期間中における近隣住民への説明や、開設に当たって、落成式や内覧会等の実施が想定されます。事業者は、区と協力して、これらの業務を実施してください。

第4章 運営等業務

1 共通事項

(1) 運営体制

事業者は、本事業を統括する責任者を配置するとともに、あらかじめ、区に運営体制を届け出るものとします。

(2) 本施設の名称

事業者からの提案を踏まえ、区と協議して定めるものとします。

2 科学の拠点の運営

(1) 運営に当たっての考え方

科学の拠点は、本施設の主たる機能です。運営に当たっては、建物の2階や3階の科学の拠点ゾーンを活用しつつ、プログラム等によっては、体育館などの集会機能も活用できます。

科学の拠点及び次世代型科学教育事業（区の委託事業、P. 15 参照）の運営に当たっての「基本的な考え方」は、次項のとおりです。事業者は、この考え方を踏まえ、自らの提案に従い事業を行うものとします。

科学の拠点の運営は、事業者の独立採算を前提とし、参加費や入場料、広告収入などにより財源を確保するものとします。また、事業実施に必要な施設整備は、事業者の負担で実施します。

(2) 基本的な考え方

① 整備方針

○ 未就学児から高齢者までの様々な世代の区民が気軽に訪れることができ、何度でも来館したいと思う参加型・体験型の魅力ある科学のプログラムを企画し提供する。

○ 学習やものづくりのための場の整備や相談体制の充実を図ることなどにより、科学に対する主体的な学び(研究)や、能力・才能の伸長につながる継続的な学び(研究)の支援及び人材育成を行う。

○ 科学に関する語り合いができるなど、気軽なコミュニケーションの場を創出する。

○ 科学教育団体、研究機関や企業等のネットワークを構築するとともに、科学教育団体等と連携し、身近な地域施設に出向いて科学の魅力を発信する「出前型・ネットワーク型」の次世代型科学教育事業の企画立案と高円寺地域における出前先としても位置付ける。

② 学び手（利用者）

未就学児から高齢者に至る、幅広い区民を対象とする。なお、学び手が、自ら

の関心や習熟度に合わせてプログラムを選択できるようにするとともに、「学びの成果を生かしたい」、更に一步先に行く「研究・開発・ものづくりを行いたい」と考える学び手にも対応していく。

③ 本施設での実施事業 **来館型**

ア. 参加型・体験型のプログラムの企画・実施

科学の魅力に触れることで興味関心を引き出すことや、科学的思考力の向上につながる取組を行う。

- 未就学児を中心に様々な世代の科学への興味関心の入口として、気軽に楽しみながら科学に触れることができる企画の提供
- 小・中学校の学びに留まることなく、科学への興味や学びの意欲をさらに引き出す企画の提供
- 日用品や食料品、健康や人体に抱く不思議など、科学を身近に感じることができる生活に根付いたテーマによる企画の提供
- 日々進展する最先端の科学に触れることができる企画の提供

イ. 継続的な学び(研究)の支援と人材育成

専門的な研究、開発活動の支援やサイエンスコミュニケーション³の担い手となる人材育成につながる取組を行う。

- 専門家による相談体制やレファレンスサービスなど、科学に関する様々な疑問の解消や課題の解決につなげるための支援
- 学習やものづくりのための場を整備するなど、主体的な学びや研究の支援
- 学びの成果の発表やディスカッションを通じて、相互学習と交流の機会を創出

ウ. ネットワークの構築と活動支援

育成した担い手の有効活用や取組に対する適切な支援につながる幅広いネットワークづくりのための取組を行う。

- 区内に潜在する科学に造詣の深い人材や、すぎなみサイエンスフェスタ⁴での実績を生かしながら、科学分野で活動する団体の掘り起こし等を行い、幅広いネットワークの構築を促進する
- 区内の実態に合わせた取組や地域からの求めに応じていくため、次世代型科学教育事業を通じて育成した担い手の有効活用を図り、ネットワークによる活動を支援する

³ 科学に関する多様な体験や触れ合う機会を提供し、広く子どもから大人まで、相互のつながりや関わり合いを促進する

⁴ 科学教育団体や学校、企業、個人等が一堂に会し、情報の共有化とネットワークづくりに取り組むとともに、広く子どもから大人まで、区民の科学への関心を深めるための様々な情報や体験を提供する科学の祭典。

④ 身近な地域施設等での実施事業 **出前型**

科学に親しみ科学を学ぶ機会を提供するため、本施設で実施する参加型・体験型プログラムのうち、他の地域施設等で実施可能なものは積極的に展開する。また、実施する際は、科学教育団体や育成した人材などの活用を図る。

(3) 開設時間、休業日

事業者からの提案を踏まえ、区と協議して定めるものとします。ただし、集客が見込める曜日や時間帯には、開設するものとします。

(4) その他、留意事項

- ① 事業の実施に伴う参加費や入場料は、事業者の提案により設定します。
- ② 広報活動は、事業者の役割とすることを基本とします。

3 集会機能の運営

(1) 運営に当たっての考え方

集会機能は、地域のイベントやコミュニティ活動、若者の様々な活動など、多目的に利用できる場として整備するものです。

運営は、事業者の独立採算を前提とし、諸室の利用料金収入のほか、事業者が自ら設置する備品の貸出やイベント等の開催など、創意工夫により財源を確保するものとします。なお、施設整備及び基本的な備品の設置は、区の負担で行います。

(2) 区が整備する諸室

会議の開催や趣味・学習の利用など、地域のコミュニティ活動等を目的とした集会室のほか、阿波おどりの練習など、にぎわい創出につながる活動を推進するための多目的室を整備します。

部 屋	場 所	延床面積	備 考
集会室 1	2 階北側	85.11 m ²	
集会室 2	1 階北側	42.00 m ²	集会室 3 と一体利用可
集会室 3	1 階北側	86.04 m ²	調理機能付き
多目的室	1 階北側	184.00 m ²	防音機能付き
体育館	1 階北側	753.75 m ²	

(3) 運営に当たっての要件

区民が利用しやすい場となるよう、次の①から③については、区の集会施設に準ずるものとします。詳細な運営方法は、事業者からの提案を踏まえ、区と事業者で協議し定めるものとします。

なお、区の集会施設に関する要件は現時点のものであり、本施設の開設時点で変更がある場合は、それにならうものとします。

① 貸出時間

コマ割りは、次の表のとおりとし、早朝等前後のコマの増加は提案可とします。

集会室 1～3 多目的室	午前	午後①	午後②	夜間		
	9～12 時	13～15 時	16～18 時	19～21 時		
体育館	午前①	午前②	午後①	午後②	夜間①	夜間②
	9～11 時	11～13 時	13～15 時	15～17 時	17～19 時	19～21 時

※集会室及び多目的室は、各回の前後に延長があります。午前は後 45 分、午後①②・夜間は前後 45 分です。

② 休業日

平日に月 2 日程度及び年末年始を目安としてください。

③ 利用料金

区民が利用する際の利用料金は、次の計算式にならってください。

ア. 集会室及び多目的室

単価 15.08 円×諸室の床面積×時間数

※床面積が 50 m²未満のものについては、5 m²未満の端数を切り捨て、50 m²以上のものについては 10 m²未満の端数を切り捨てて算定

※1 万円未満は 100 円未満切り捨て、1 万円以上は 1,000 円未満を切り捨て

(参考) 高円寺北区民集会所

第 1 集会室 (38.72 m ²)	午前	午後①	午後②	夜間	延長
	1,500	1,000	1,000	1,000	300

イ. 体育館

原価 2,958 円×時間数

※1 万円未満は 100 円未満切り捨て、1 万円以上は 1,000 円未満を切り捨て

(参考) 高円寺体育館

体育室 (697.86 m ²)	午前①	午前②	午後①	午後②	夜間①	夜間②
	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900

ウ. 区外利用者や営利目的の利用料金は、事業者の提案によります。

④ 申込方法

申込の予約受付開始当初は窓口のみで受け付けるなど、近隣住民の利用機会が確保できる工夫をしてください。また、電話やインターネットなど、複数の媒体を設けることで、誰もが申し込みしやすい工夫をしてください。

⑤ その他、留意すること

○ 集会室及び多目的室は、区民の利用を優先します。このため、行政や事業者、区外利用者や営利目的の利用については、区民の利用を妨げない範囲で利用するものとします。

○ 体育館は、事業者が科学の拠点のイベント等で優先的に利用できるものとしませんが、それ以外の利用については、前述の集会室及び多目的室と同様の取り扱いとします。なお、事業者が長期にわたり利用しようとする場合は、あらかじめ区と協議するものとします。

○ 行政または事業者が自らの事業等で利用する場合は、優先的に予約できる

ことを基本とします。ただし、次の利用は最優先とします。

- ・選挙の際の投票所
- ・震災救援所運営連絡会等の会議・訓練に要する会場

○ 行政が利用する場合、事業者は無償で諸室を提供するものとします。

⑥ 区の集会施設については、以下も参考にしてください。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/bunka/yoyaku/index.html>

(4) 集会機能の改修について

集会機能としての基本的な改修は区が行いますが、事業者が自らの提案を実現するため、集会機能を改修する場合は、区と協議して実施するものとします。

4 その他、事業者の企画提案による業務

事業者は、科学の拠点及び集会機能の運営のほか、本施設の基本理念に合致する内容であれば、業務を実施することが可能です。(実施に必要な改修も可)

また、屋上プール部分は貸付範囲に含まれていませんが、近隣住民の住環境に配慮したうえで、活用案がある場合は、企画を提案してください。区と事業者で協議したうえで、活用を図るものとします。

5 次世代型科学教育事業（区からの委託事業）

次世代型科学教育事業は、現在、区で実施している「出前型・ネットワーク型⁵」の事業です。この度、科学の拠点の開設に伴い、科学の拠点で実施する事業との相乗効果を図るため、事業者に事業委託して実施します。

事業者は、次の内容を確認のうえ、提案してください。

なお、次項の委託業務内容は、現在の事業を基本としたものです。今後、区の計画の変更等により、本施設の開設時点で事業に変更がある場合は、委託業務内容を区と事業者で改めて協議したうえで、委託契約を締結するものとします。

(1) 委託業務内容

① 科学プログラムの企画・運営業務

○ 以下の事業については、区内7地域（井草、西荻、荻窪、阿佐谷、高円寺、高井戸、方南・和泉）を対象に、一つの地域に集中せず、できるだけ分散させて実施してください。なお、会場は区の施設を基本に選定し、区と協議したうえで決定するものとします。

○ 実施に当たっては、積極的に周知し、多くの方が参加できるようにしてください。

ア. プラネタリウム事業の実施

⁵ 身近な学校や地域施設に出向き、必要に応じて専門家等と連携・協働しつつ科学教育事業を行うこと。

持ち運びが可能なプラネタリウム器材等を活用し、プラネタリウムの投影を行います。投影回数は1日3回以上とし、年24日以上実施してください。番組の設定に当たっては、季節や実際の事象と照らし合わせて多様なテーマで実施するものとします。

(参考) 平成30年度実績 投影回数25日(100回) 来場者数 3,269人

イ. 天体観望事業の実施

持ち運びが可能な望遠鏡を活用し、太陽観測会や星空観測会等の観望会を年6回以上実施してください。また、天文学への興味関心を喚起するため、観望会に合わせて、講演会を年2回以上実施してください。

ウ. 参加型・体験型プログラムの実施 ー気軽に楽しめる科学ー

科学への興味関心の入口となるよう、短時間で科学の不思議、面白さを気軽に体験できる実験・観察・ものづくりなどの参加型・体験型プログラムを、週末を中心に年4日以上実施してください。実施に当たっては、区内で活動する科学教育団体等を積極的に活用するものとします。

エ. 参加型・体験型プログラムの実施 ー最先端の科学ー

最新技術や最先端の研究領域について学ぶことができる、参加型・体験型プログラムを年3回以上実施してください。

オ. 日々進展する最先端の科学を提供する企画展の実施 ー最先端の科学ー

日々進展する最新技術や最先端の研究領域をテーマとした、参加型・体験型の企画展を年2回以上(各回5日間以上)実施してください。なお、展示の際は、専門家による体験の支援や解説を行うものとします。

カ. 連続講座の実施

科学に興味関心のある子どもたちに対し、さらに意欲を引き出すために、仮説や実験、考察などのプロセスが体験できる連続講座を実施してください。

○ 小学校高学年で学ぶ程度のレベル 3日間以上×2コース以上

○ 中学校で学ぶ程度のレベル 4日間以上×2コース以上

(参考) 平成30年度実績

小学校3日間2コース(午前の部・午後の部)(延277人)

中学校4日間2コース(午前の部・午後の部)(延336人)

② ネットワーク活動支援

ア. すぎなみサイエンスフェスタの運営補助

すぎなみサイエンスフェスタは、すぎなみサイエンスフェスタ実行委員会により実施します。この実行委員会の事務局として運営を行います。

○ 実行委員会の会議開催(準備等を含む) 年12回

- 広報物の原稿作成（周知用ポスター及びパンフレット）
 - 設営補助（レイアウト調整）（設営に伴う備品等の手配は除く）20 団体程度
 - 実施報告書の原稿作成
- （参考）平成 30 年度実績 年間 1 回 出展団体 29 団体 来場者数 1,624 人

イ. ネットワーク会議の開催

区内の科学教育団体や企業等で構成されるネットワークの活動を支援するため、ネットワークの事務局として年 6 回会議を開催します。

（２）業務の実施体制

① 業務責任者

- 業務責任者は、現場の業務従事者を指揮監督するとともに円滑な業務の履行のため、区との連絡調整にあたるものとします。
- 業務責任者は、科学教育団体や関係機関等との協議、調整が円滑に行える者を選任するものとします。
- 業務責任者は、業務の目的および内容を十分に理解し、事業の実施に必要な知識及び類似業務の経験を有する者を選任するものとします。

② 業務従事者

- 業務従事者は、講師等の手配や材料及び用具等の準備・調達、参加者の募集事務など、事業運営に支障がなく、安全管理に十分配慮できる人数を配置するものとします。
- 企画運営を担当する業務従事者には、学芸員資格、又は科学館施設等で同種の勤務経験を有する者を 1 名以上配置するものとします。

（３）事業計画の作成・提出・報告

事業者は、区に年間計画書を提出するものとします。また、それぞれの事業の実施に当たっては、区と協議の上、事業実施の前までに、区に事業計画書を作成し提出するとともに、事業終了後、区に報告書を提出するものとします。

（４）利用料金

事業への参加費は無料とします。ただし、材料費等の実費負担を参加者に求めることは妨げないものとします。

（５）業務の一括再委託の禁止

本委託業務における主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）については、事業者はこれを再委託することはできません。

また、事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

(6) モニタリング等の実施

区は、本委託業務の委託期間中に、モニタリングを実施するものとします。また、「労働関係法令遵守の確認について(改定)」に準じた労働関係法令遵守の確認に当たり、事業者は真摯に協力するものとします。なお、モニタリングの結果は公表します。

(7) 事業規模(上限額)

事業者は、16,590,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、本委託業務の計画を提案してください。

※初年度の事業規模は、12分の6を予定しています。

※区の予算の範囲内において定めるものとします。

第5章 施設維持管理業務

1 維持管理業務の考え方

維持管理は、貸付範囲を事業者、貸付範囲外を区の役割とすることを基本とします。

2 貸付範囲における維持管理

(1) 維持管理業務の種類

事業者は、貸付範囲の維持管理業務を行います（学習活動園内の区立高円寺北子供園の畑を除く。）。

現在、区が実施し、引き続き事業者による管理が必要な主な業務は、次のとおりです。なお、保守点検及び清掃の実施に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」及び「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」に準ずるものとします。

- ① 法定点検（昇降機・フルメンテナンス）
- ② 定期点検（電気設備、機械設備）（法定点検を除く）
- ③ 機械警備
- ④ 環境整備業務（施設内外の日常清掃、廃棄物管理等）
- ⑤ 特殊清掃・害虫駆除業務
- ⑥ 施設の修繕業務
- ⑦ 光熱水費、電話料金の支払い
- ⑧ 施設管理業務（鍵の開閉、施設開放受付、電話対応等）
- ⑨ 防火管理者の選任や消防計画の作成等、消防法及び関係法令に基づく業務
- ⑩ 災害対策業務

(2) 修理細目

区の資産(現況に加え区が整備する資産)のうち、貸付範囲における区と事業者の役割分担は次の表を基本に、区と事業者で協議のうえ定めるものとします。また、事業者の整備による資産は、事業者が負担するものとします（次の表によりません。）。

	区の資産項目	修理等項目	取替え	修理等	日常点検
建築	床・壁・天井		事業者	事業者	事業者
	屋根・外壁		区	区	事業者
	建具（家具）類	ガラス、ドア、扉、鍵錠前等金物等一式を含む	事業者	事業者	事業者
	内装(壁紙・塗装)		事業者	事業者	事業者
	鉄部塗装	門、フェンス等	区	事業者	事業者

	区の資産項目	修理等項目	取替え	修理等	日常点検
	外構部分	門扉等	区	事業者	事業者
電気設備	電力 (電灯・動力)	蛍光灯等の消耗品	事業者	事業者	事業者
		各種盤類	区	事業者	事業者
	弱電	電話・インターネット・放送設備等	事業者	事業者	事業者
	エレベーター	点検は製造メーカーの実施が基本	区	事業者	事業者
	機械警備機器		事業者	事業者	事業者
消防設備	火災報知機	機器、バッテリーの交換等	区	事業者	事業者
	誘導灯・非常灯		区	事業者	事業者
	消火用機器	消火器	事業者	事業者	事業者
	防火扉、防火シャッター等		区	区	事業者
機械設備	衛生機器類		区	事業者	事業者
	給水設備	水槽含む。本管から縦管を除く。	区	事業者	事業者
	排水設備	水槽含む。本管から縦管を除く。	区	事業者	事業者
	ガス設備		区	事業者	事業者
	空調設備	点検・整備に定期清掃含む	区	事業者	事業者
	ビオトープ維持装置	循環ポンプ類等	区	区	事業者
災害用設備	マンホールトイレ		区	区	区
	非常時用照明		区	区	区
	防災用自家発電機		区	区	区

用語の定義

取替え：耐用年数満了による更新（主要な部分の更新を含む。）。ただし、耐用年数満了後であっても、通常考えられる補修等を行うことにより、造作・設備等本来の用途・用法で現に通常予定されている効果を上げることができると区と事業者が認めた場合を除く。

修理等：劣化した部位・部材又は機器の性能を実用上支障のない状態まで回復させること。また、利便性の向上や設えの変更等に伴う改修のこと。ただし、日常点検の範囲に含まれる定期的な小部品の取替等は除く。

日常点検：既存対象物の機能状態や消耗の程度等を日常的に調べること及びそれに伴う整備・調整等。

(3) 法定点検に関する書類の提出

事業者は、法定点検の結果の写しを、区に提出するものとします。

3 貸付範囲外における維持管理

貸付範囲外における次の主な業務は区の役割ですが、ひとつの建物であることから、事業者が一体的に維持管理できることが望ましいと考えています。

実施については、事業者からの提案を踏まえたうえで、区と事業者で協議するものとします。

- 定期点検（電気設備、機械設備）（法定点検を除く）
- 機械警備
- 特殊清掃・害虫駆除業務
- グラウンド整備・利用受付

4 備品等の維持管理

区が貸与した備品等は、杉並区物品管理規則等に従い、最新の注意を払って管理するものとします。管理の不備による破損・故障については、事業者の負担で修復するものとします。

事業者の保有する備品等については、事業者の責任のもと管理してください。

第6章 その他、施設の運営に関する業務

1 災害対応への協力

区内で震度5強以上の揺れを観測した場合、震災によって被災した住民を救援・援護するため、本施設は震災救援所となります。このため、平常時及び災害時における取組の推進に協力してください。

なお、災害時には、事業者への貸付範囲も避難スペースとして活用しますが、その範囲については、あらかじめ区と事業者で協議するものとします。

(1) 事業者の責務

「杉並区地域防災計画(震災編)(平成27年修正)」では、区、区民及び事業者の責務を定めています。事業者の責務は、次のとおりです。

事業者は、その社会的責任に基づき、施設や従業員、来客、周辺住民の安全確保に努めなければならない。

事業者は、防災市民組織など区民との連携・協力を図るとともに、区などの行政機関が行う防災事業に協力するよう努めなければならない。

事業者は、従業員などが、防災に関する知識や技術を習得する機会を設けるよう努めなければならない。

事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させる等、一斉帰宅抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

<杉並区地域防災計画(震災編)(平成27年修正)抜粋>

(2) 平常時に求められる取組

① 事業者の責務の推進

事業者は、前述の「事業者の責務」に基づいて事業者の社会的責任を遂行できるよう推進してください。

② 区との連携強化

事業者は、震災救援所運営管理マニュアルに基づき、災害時における本施設の位置付けや、初動対応について区と共通認識を持ち、防災訓練等に参加するなど、区と災害対応に向けた連携を図るものとします。

(参考) 防災訓練年1回程度 震災救援所運営連絡会年1回～3回程度

③ 地域との連携強化

事業者は、周辺地域の防災活動や防災訓練への積極的な参加に努めるものとします。

④ 区との防災協力に関する協定の締結

事業者は、災害時における協力体制、備蓄品、災害応急活動等に係る費用負担の範囲や単価などについて、その役割に相当する適切な範囲を区と協議して、協定書を締結するものとします。また、区と緊急時の連絡先を交換し、随時更新してください。

(3) 災害時に求められる取組（初動対応）

想定される事業者の主な取組は次のとおりです。このほか、事業者が協力可能な災害対策の範囲を確認するため、ヒアリングを実施します。

① 勤務時間内の初動対応

施設に出勤している従業員が協定に基づいて初動対応（施設利用者の保護、施設の被害状況の確認等）を実施するものとします。

② 初動対応の報告

区に対して施設の被害状況、施設利用者・従業員の安全確保状況、地域住民の受入状況等を報告してください。

③ 区が実施する災害対応への協力

初動対応後、協定に基づいて、杉並区災害対策本部へ施設の引き渡しを行います。

2 利用者等への対応、関係機関等との連携等に関する業務

施設の運営に当たっては、利用者や地域住民の意見要望を把握し、誠実に対応してください。

また、区をはじめ、関係機関等との連携及び調整を十分に行い、円滑な運営を行ってください。